

桐生市行政評価

条例案を可決

(市議会本会議)



この定例会では、行政評価の結果を市の行政活動の改善等に積極的に活用するとともに、市民の視点に立つて検証を行い、その結果を市民に公表することにより、公平性と効率性が調和した市政の実現を図ることを目的とした「桐生市行政評価条例案」が議員により提出され、審議の結果、原案は可決されました。

お知らせ

議員の暑中見舞状・寄附などは法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことを禁止されています。

- ◎暑中見舞状などのあいさつ状を出すこと。
- ◎寄附すること。
- ◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

◆次回定例会の開催予定は

8月31日(火)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部(要旨)を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成22年第2回定例会の会議録は、9月上旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。

庭山由紀議員に対する五日間の出席停止の懲罰について

六月十七日の本会議中、「庭山由紀議員に誤報の訂正と謝罪を求める決議案」に係る弁明の場において、庭山由紀議員は、「感謝状。身の程も弁えられず、重ね重ねくだらない作文を発表し、市民の覚醒に多大な成果をあげてくれました。今後も笑わせてくれることを期待して、感謝状を贈呈します。平成二十二年六月十

七日、桐生市議会議員庭山由紀。一人ずつ、どの方が賛成してくださるのかわかりませんでしたので、とりあえず全議員のものを作つてきました。庶務課の方に預けておきますので、ご希望の方は一枚ずつお取りください。」との発言を行つた。

るものであると同時に、地方自治法第百三十二条及び桐生市議会議規則第四百十二条に抵触するものであると考えられたことを理由に、同日、「庭山由紀議員に対する五日間の出席停止の懲罰の動議」が提出され、桐生市議会会議規則第百四十九条に規定する「懲罰特別委員会に当該案件の審査が付託された。」と記載された。本会議において、庭山由紀議員に対して五日間の出席停止の懲罰を科すことが決

決

議

この定例会では、次の決議案が議員により提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

庭山由紀議員に誤報の訂正と謝罪を求める決議

庭山由紀議員は、平成22年5月に広範な市民に向けて発行した議会活動報告の中で、年額32万4千円である桐生市議会議員の政務調査費について「月に32万4千円」と事実を誤報した。事実を誤解した市民から諸議員への問い合わせが多発し、問い合わせを受けた諸議員が訂正にあたらざるを得ない事態となった。

議長が庭山議員に対して誤報を訂正するよう文書(5月28日付)で要請したが、庭山議員は手渡された要請文を自ら読み上げた後、その場で破り、回答せずに立ち去った。

6月10日に開催された議会運営委員会の場で事実経過と意思の確認を行うために、議長が庭山議員に同委員会への出席を要請したが、会期中にもかかわらず庭山議員は出席せず、当日の再度の出席要請をも拒否した。

広範な市民への事実の誤報とその放置は、市政や議会の評価についての市民の判断を誤らせるものである。また、訂正を求める要請文書を破って回答なしに立ち去り、事実経過と意思確認の場への出席をも拒否する態度は、議会を攪乱して秩序を破壊する行為であるとともに、市民への説明責任を果たさない行為である。

庭山議員に対して繰り返し、誤報の訂正を求めるとともに、謝罪と反省を求めるものである。

以上、決議する。

平成22年6月17日

桐生市議会